

アクサス六甲山蒸溜所カップ

第 50 回 阿波踊りヨットレース 2024

帆走指示書 (2024.07.16)

1. 規則

- 1-1 セーリング競技規則 (RRS) に定義された規則が適用される。
- 1-2 レース公示とこの帆走指示書に矛盾が生じた場合は、帆走指示書を優先する。
- 1-3 外洋特別規定 (OSR) 2024-2025 附則 B インショアレース用特別規定並びに OSR 国内規定を適用する。
- 1-4 「IRC」クラスについては、以下も適用する。
 - 1-4-1 IRC Rule 2024Part A,B,C (但し、以下を変更する)
 - 艇に搭載するセールを変更することができる (21.1.5(d)の変更)。
 - 証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない (22.4 の変更)。
- 1-5 本大会において適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1-5-1 [NP] の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。
これは、RRS60.1(a)を変更している。
 - 1-5-2 [SP] の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1-5-3 [DP] の表記は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
- 1-6 World Sailing 試行規則 DR-21-201(代替スタート・ペナルティ)を適用し、定義スタートを次のとおり変更する。
 - スタート：艇体がスタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体の一部がスタート・ラインをプレスタート・サイドからコース・サイドに向かって、以下のいずれかのときに横切る場合、艇はスタートするという。
 - (1) スタート信号時またはスタート信号後に、または
 - (2) スタート信号前の最後の 1 分の間に艇が定義スタートの(2)項に従ったスタートをした場合、艇はスタート・ラインのプレスタート・サイドに戻って、定義スタートの(1)項に従ったスタートをしても良い。
艇がそうしない場合は、スタート・ペナルティーとして、艇の所要時間に 5%を追加する。
参照：https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/DR2101_AlternativeStartingPenalty_20220321.pdf

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 7:00 までに掲示される。

3. 選手とのコミュニケーション

- 3-1 競技者への通告は、レース本部に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3-2 レース本部は、アクアチッタ第二倉庫：万代町 5 丁目 71-4 に位置する。

(連絡先)

TEL 090-3187-2280 岡田 祥久 (阿波踊りヨットレース実行委員会 会長)

E-mail tokushima.yachtclub@gmail.com

3-3 [DP] [NP] 無線の使用

艇は、レース中 VHF74ch での無線送信をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。この項は RRS41「外部の援助」に該当しないこととする。

4. 陸上で発する信号

4-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部のポールに掲揚される。

4-2 AP 旗が音響 2 声と共に掲載された時は (降下の時は音響 1 声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号、AP 旗を変更している。

5. 日程

2024 年 8 月 13 日 (火)

15:00 ~ 16:00 受付・出艇申告 (アクアチッタ第二倉庫)

16:00 ~ 16:30 艇長会議 (アクアチッタ第二倉庫)

16:45 ~ ウェルカムパーティ (アクアチッタ第二倉庫)

2024 年 8 月 14 日 (水)

6:30 ~ 7:00 GPS トラッキング装置の受け取り

8:25 予告信号

14:30 第 1 レース タイムリミット

15:30 第 2 レース タイムリミット

17:00 表彰式 (アクアチッタ第二倉庫)

※艇長会議、ウェルカムパーティ、表彰式については、実施方法等を変更する場合がある。

6. クラスの識別

(クラス)

6-1 クラスは、A・B・C とする。

6-2 IRC クラスは、上記クラスとのダブルエントリーとする。

([DP][NP] レース艇の識別)

6-3 艇は、クラス旗をバックステイにデッキ上 1.5m 以上の高さに取り付けなければならない。

6-4 ゼッケンを両舷前部のライフラインに取り付けなければならない。

6-5 ロゴステッカーをバウ両舷の船首から約 50 cm 後方、デッキから約 10 cm 下方に貼り付けなければならない。

6-6 クラス旗、ゼッケン及びロゴステッカーは出艇申告時に主催団体より支給される。

6-7 クラス旗は次の通りとする。

クラス	クラス旗
A	桃色 A
B	青色 B
C	緑色 C

7. コース

- 7-1 阿波踊りヨットレースは2つのレースで構成される。得点は2つのレースの合計とする。
- 7-2 レース全体は、徳島港沖のスタートラインをスタートし那賀川河口北岸沖合 (N33° 58.9000' E134° 42.4200') 付近に設置した第1マークを反時計回りに回航し、徳島空港沖合 (N34° 07.2700' E134° 42.4000') 付近に設置した第2マーク (ゲート・マーク) の間を通過し、吉野川河口南岸沖合 (N34° 03.6300' E134° 37.6800') 付近に設置したフィニッシュラインにフィニッシュするコースである (約19マイル)。
- 7-3 第1レース 徳島港沖のスタートラインより第1マークを反時計回りに回航し、第2マーク (ゲート・マーク) までのコースである。
- 7-4 第2レース 第1レースから引き続き行われ、フィニッシュラインにフィニッシュするコースである。
- 7-5 また、スタート地点と第1マーク間の沿岸には、多数の障害物が存在する。特に竹竿・白色の発泡スチロールブイ・黒色の浮球などは浮標の水面下には「のり網のワイヤー」が施設されていることを示している。可能な限りこれらの沖側を通過すること。
- 7-6 [NP] 付属文書のコース図は、通過するマークの順序、それぞれのマークのどちら側に見て通過するかを示すコースを含む。各位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項はRRS60.1 (b) を変更している。

8. マーク

- 8-1 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形 (膨張式) のブイである。
- 8-2 第1マークは、オレンジ色の自走式ブイである。
- 8-3 第2マークはゲート・マークとし、オレンジ色の自走式ブイとレース委員会艇である。艇はこの間を通過しなければならない。
- 8-4 自走式ブイの自走装置等の機能が発揮できない場合、下記のいずれかとする、
- 8-4-1 自走式ブイをアンカリングする等で、本来の位置を保持する、
- 8-4-2 新しいマークとして黄色の円筒形 (膨張式) のブイを本来の位置に設置する、この場合レース委員会艇から反復音響信号を発する。

9. スタート

- 9-1 レースは、RRS26 に従ってスタートする。

信号	旗	音響	スタート信号までの時間
予告	クラス旗掲揚	1声	5分
準備	P旗またはI旗掲揚	1声	4分
1分	準備旗降下	長音1声	1分
スタート	クラス旗降下	1声	0分

- 9-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 9-3 [NP] スタート信号時に、艇がRRS29.1 (個別リコール) に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHF74chで、その艇のセール番号またはゼッケン番号また

は艇名を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたりしたとしても、艇による救済要求の根拠にならない。この項は RRS62.1 (a) を変更している。

9-4 スタート信号後 30 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。この項は RRS4 を変更している。

10. スタート後の短縮または中止およびコースの次のレグの変更

各々 RRS32、RRS33 に従う。

11. フィニッシュ

11-1 (第 1 レースのフィニッシュライン)

スターボードの端にあるレース委員会艇の青色旗を掲揚したマストと、ポートの端のゲート・マークのコース側の間とする。

11-2 (第 2 レースのフィニッシュライン)

スターボードの端にあるレース委員会信号艇の青色旗を掲揚したマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

12. ペナルティー

12-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、RRS44.2 「2 回転ペナルティー」を適用する。

12-2 [DP] RRS 第 2 章以外の規則違反については、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「得点ペナルティー」または「タイムペナルティー」を課すことができる。この項は RRS64 を変更している。

12-3 SI 1-6 項 (スタートペナルティー) は、第 1 レースおよび第 2 レース各々に適用する。

13. タイムリミット

13-1 第 1 レースのタイムリミットは 14 : 30 とする。

13-2 第 2 レースのタイムリミットは 15 : 30 とする。

13-3 当該時刻までにフィニッシュしなかった艇は、そのレースにフィニッシュしなかった (DNF) と記録される。第 1 レースにフィニッシュしなかった艇は、第 2 レースもフィニッシュしなかったと記録される。これは、RRS35 および A4 を変更している。

14. 審問要求

14-1 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースは行なわないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

14-2 審問要求の様式はレース本部で入手できる。

14-3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。

15. 順位および時間修正システム、得点、大会の成立

《A・B・C クラス》

15-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間 (秒単位) により順位を決定する。

(修正時間=T.C.F×所要時間)

15-2 同一修正時間の場合は、T.C.F 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

《IRC クラス》

15-3 各艇の所要時間に、TCC を乗じた修正時間 (秒単位) により順位を決定する。

(修正時間=TCC×所要時間)

15-4 同一修正時間の場合は、TCC 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

《共通》

15-5 成立したすべてのレースをカウントする。この項は、RRS A2 を変更している。各レースの得点係数は第 1 レース 1.0、第 2 レース 1.0 とする。

15-6 合計得点でタイがある場合は、第 2 レースの得点で順位を付ける。この項は、RRS A8 を変更している。

15-7 1 レースをもって大会の成立とする。

16. [DP] 一時的なエンジンの使用

RRS42.3 (h) を次の通り変更し、適用する。

16-1 艇は、次の条件で、そのレースで著しく有利にならない場合に限り、エンジンまたは他の方法で推進することができる。

16-1-1 コース上の障害物 (灯標、灯浮標、竹竿・発泡スチロールブイや浮玉など) または第 2 章の規則に従って帆走中の艇以外の船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合

16-1-2 強風または無風、強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合

16-2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻および停止時刻 (または稼働時間)、および使用状況 (使用開始時点での気象・海象・概位・航走方位・航走距離等を含めて) を記録した申告を、抗議締切時刻までにレース本部に提出しなければならない。申告の書式は任意とする。

16-3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課すことがある。

17. [DP] [NP] 安全規定

17-1 出艇申告

SI5「レース日程」の指示時間内に、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名し、レース委員会が準備するクラス旗、ゼッケン、ロゴステッカーおよび GPS トラッキング装置を受け取り、艇に搭載しなければならない。

17-2 帰着申告

レース終了後 60 分以内に、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名し、クラス旗およびゼッケンと GPS トラッキング装置を返却しなければならない。

17-3 個人用浮揚用具

17-3-1 参加艇は、OSR 付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 および OSR 国内規定 5.01.1 に規定された個人用浮揚用具 (ライフジャケット) を装備しなければならない。

17-3-2 JSAF 登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品 (認証・桜マーク付き) または ISO12402-2 (Level 275)、3 (Level 150)、4 (Level 100)、5 (Level 50) いずれかの適合品でなければならない。

17-3-3 JSAF 非登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPEA か同等品 (認証・桜マ

ーク付き)の「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣)」でなければならない。

17-3-4 レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。この項は第4章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、レース中であっても警告を発する場合がある。

17-4 携帯電話

参加艇は、レース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯しなければならない。

17-5 リタイア

レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

18. 運営艇

18-1 運営艇は、OFFICIAL旗を掲揚する。

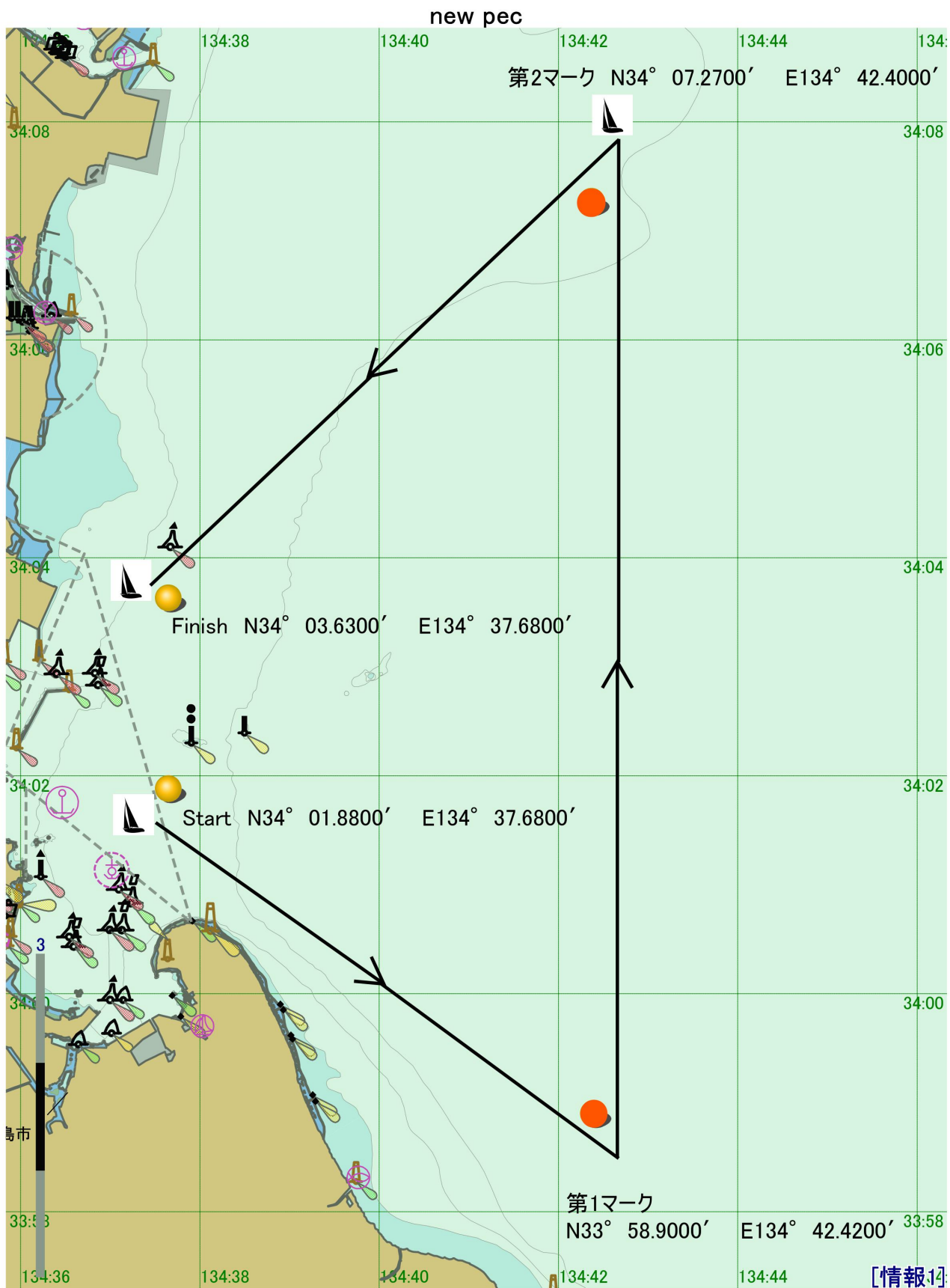
18-2 PROTEST旗、PRESS旗を掲揚している艇も運営艇である。

19. 賞

各クラスおよびIRCクラスの第1位から第3位の艇に賞を授与されるほか、ファーストホーム艇に賞を授与する。

20. リスク・ステートメント

RRS3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。



2023年6月2日 17:33:03 SCALE: 1/80,000 財団法人 日本水路協会 発行